

UIJターン新規就業支援事業委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

UIJターン新規就業支援事業委託業務

2 委託業務の目的

北海道では東京圏からのUIJターン就職を促進するため、東京圏から北海道に移住し、対象となる企業に就職した場合に、最大100万円の移住支援金を給付することとしている。事業の実施にあたり、移住支援金の対象となる道内企業の求人情報をインターネット上に掲載する必要があるため、マッチングサイトを開設（運営・保守を含む）し、求職者に情報提供を行うとともに、道内企業等が魅力ある求人情報を作成するための作成支援を行うことを目的として委託業務を行う。

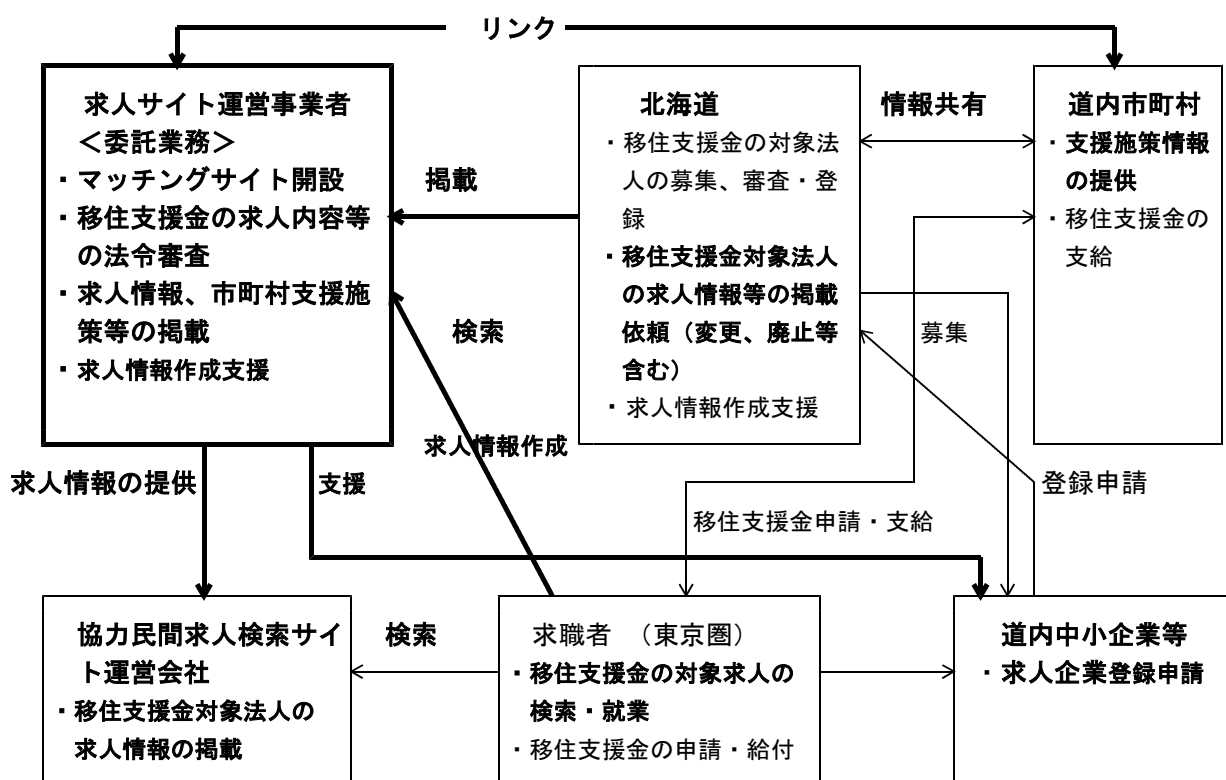
3 UIJターン新規就業支援事業（以下「UIJターン支援事業」という。）の概要

（1）マッチングサイトの開設等

東京圏の求職者に対して、移住支援金対象の求人情報や市町村の支援施策等を掲載するマッチングサイトを委託事業により開設し、情報の提供を行う。

（2）求人情報の作成支援

マッチングサイトに掲載する求人情報等について、魅力ある求人情報となるよう作成支援を行う。



* 委託業務に関わる部分は、太線、太文字

4 委託業務の内容

<マッチングサイトに関する業務>

（1）マッチングサイトの開設

東京圏の求職者に情報を届けられるよう、（1）から（20）に記載する内容や機能等を有するマッチングサイトの開設、運用、保守等を行い、Webサイトを通じ本事業に協力してもらえる民間求人サイト運営事業者等に求人情報等を提供する。

ア マッチングサイトの名称

「北海道UIJターン求人マッチングサイト」

イ 開設・運用開始時期

- (ア) 8月上旬からマッチングサイトを開設し運用する。
- (イ) 掲載する移住支援金対象法人の登録申請・求人情報募集は別途指示する日から開始する。
- (ウ) 納期等について別途指示する日までに受託者が運営する求人検索サイトに掲載し運用ができること。

ウ マッチングサイトの利用環境

スマートフォンやタブレットの利用者に広く利用してもらうため、マッチングサイトが対応するブラウザの範囲は次のとおりとする。

- (ア) スマートフォン
 - a Android4.0以上のプリインストールブラウザ
 - b iOS8.0以上のプリインストールブラウザ
- (イ) パソコン・タブレット
 - a Internet Explorer11
 - b Firefox最新版
 - c google Chrome最新版

<必須機能>

マッチングサイトの必須機能等は次のとおりとする。

(2) マッチングサイトの掲載内容及び機能

ア 求人情報等提供機能

マッチングサイトに掲載する求人情報、市町村の支援施策、住宅等の生活関連情報、イベント情報等（以下「求人情報等」という）に関し、次のとおりその内容を登録し、更新、削除、参照などができること。

(ア) 登録機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、求人情報等を、登録、更新、削除、一覧表示、詳細表示などができること。実装する機能の具体的な内容については、次の点に留意しつつ、利用者のニーズを踏まえたものとする。

- a 北海道が審査し登録した移住支援金法人の求人情報を管理できること。
マッチングサイトに掲載できる求人情報等の掲載数の制限はないものとする。
- b 問い合わせ対応など業務上のニーズを考慮し、求人情報等を様々な観点から検索することができること。
- c 求人情報について、最終更新等を確認することができること。
- d 登録及び登録した求人情報の変更及び削除が容易にできること
- e 画像の挿入等が可能であること。また可能であれば、挿入されたURLを抽出し、求人データ外部提供に活用できる方法を提案すること。
- f 求人情報等の表示項目の変更・追加が容易にできること
- g 求人情報等不適当な内容が混入するリスクを低減させる仕組みを提供すること。

(イ) 参照機能（求職者向け）

利用者が、求人情報等を複数の情報を様々な観点から検索、一覧表示、詳細表示などができること。実装する機能の具体的な内容については、次のことに留意しつつ、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

- a 検索条件については、移住支援金の有無、キーワード検索、勤務地等、適当と考えられるものを設定すること。
- b 検索結果の表示については、条件のソート等、表示方法を調整することができること。

(ウ) マッチングサイトに掲載する求人情報等

- a 道が移住対象支援金対象法人として登録しマッチングサイトへの掲載を決定した求人情報（以下「サイト求人情報等」という。）を統一性・一覧性をもって検索し、求人情報の詳細を表示し、求職者が参照することができること。
掲載する求人情報項目等は、別添1「サイト掲載求人情報」のとおりとする。

* 下記(オ) a の外部提供求人情報等の情報項目から道が選定した求人情報項目とする。

- b 求職者にアカウント登録やユーザー認証を求め、情報へのアクセスに制限を課することがないようにすること。
- c 就業場所、業種等の様々な観点から検索等ができるなど求職者の利便性を考慮すること。

(エ) 市町村、生活関連情報提供機能

- a 道、市町村及び関係団体のU I Jターンに係る支援施策や生活関連情報及びU I Jターン促進事業の要件、申請書類のダウンロード、利用規約（求職者・求人企業）等が参照できること。なお、これらの情報は外部サイトにて実施する場合は、マッチングサイトからリンクをはり誘導することを可とする。
- b 上記に係る市町村等のリンク先、U I Jターン支援事業の要件等の掲載する原稿は道が提供する

(オ) 求人データ外部提供機能

移住支援金対象法人の求人情報に関し、国が指定する別添2「民間事業者とのデータ連携標準仕様」の入力項目を網羅した求人情報等（以下「外部提供求人情報等」という。）の作成・更新用入力フォームを作成すること。また、適正となった外部提供求人情報を求人情報データベースに記録することができること。求人データベースに記録されたデータの情報が陳腐化しないよう内容に変更がないことを定期的を確認し、変更があった場合には更新し適切な管理を行うことができること。雇用契約締結の届け出、情報更新等による掲載停止依頼があった場合にはその対応が行えること。問合せ中、改善すべき事案があった時は、速やかに改善提案を行うこと。

機能等は次のとおりとする。

- a データ出力機能（運営者向け）
外部提供求人情報等を国が指定する全国統一の方式で、出力、登録し、外部に提供できること。求人情報等の情報の仕様は別添2「民間事業者とのデータ連携標準仕様」のとおりとする。外部提供求人情報等の登録数の制限はないものとする。
- b データ登録機能
国が指定する全国統一の方式で、整備した外部提供求人情報等をマッチングサイトに登録（アップロード）できること。マッチングサイトへ掲載しない場合には、代替手段を提案すること
- c データ外部提供機能
上記bの機能により登録されたデータを国が指定する全国統一の方式で、民間求人サイト運営業者に提供できること。データは少なくとも日次以下のサイクルで情報を登録、更新することができること。
また、JSON形式のデータ提供については、国が指定する協力求人サイト運営事業者（以下「指定事業者」という。）が運営するAPIへ当該事業者が指定する仕様により、原則として日次以下のサイクルで情報を登録、更新することができること。
マッチングサイト上にて提供しない場合には、所在地が明らかになるようにマッチングサイト上に表示すること。
- d データ形式は、JSON形式（指定事業者が外部提供用APIを通じて外部に求人情報を提供することを足るものとする。）及びXMLとする。
- e 指定された形式とは異なるHTML形式のタグ記号、スタイル情報など異なるデータ形式の記法の形式に混在させない。
- f XMLについては、要素名（タグ名）に別添2「民間事業者とのデータ連携標準仕様」のDB名の列に記載された値を用いる。
- g 求人情報の文字コードは、「UTF8」とし、外字は取り扱わないものとする。
なお、正式文字がUTF8に存在しないときは、氏名の場合には個人番号カード交付申請書、マイナンバーカード等に記載されている代替も文字を、法人の名称の場合には法人番号公表サイトで公表されている代替文字を用いる。
- h 移住支援金対象法人の登録申請や審査及び市町村、関係団体との連絡調整などの業務等を行ううえで必要となる「サイト求人情報等」及び「外部提供求人情報等」については、CSV形式のデータ形式で登録、出力ができること。
- i 協力民間求人サイト運営事業に提供する外部提供求人情報等は、北海道が提供に同意したもののとし、同情報の利用に際し守るべき利用規約は、利用者の効率性の観点から別添3「北海道求人情報等オープンデータ標準利用規約について」のとおりとする。

イ 求人情報等のデータ入力等

マッチングサイトに掲載する求人情報等や外部提供求人情報等に関する、データの入力、更新、変更、削除等の作業等については、次のとおりとする。

- (ア) マッチングサイトに掲載する求人情報等のデータ入力（変更、削除を含む。）を行うこと。
- (イ) データ外部提供機能（無料求人広告サイトに求人データを提供・掲載する機能）の入力（変更、削除を含む。）を行うこと。
- (ウ) マッチングサイトに掲載している求人情報等や外部提供求人情報等の掲載期間は、掲載日から1年間（更新も可）とすること。
- (エ) マッチングサイト掲載前のサイト求人情報等について、「募集情報等提供事業の業務運営要領（厚生労働省職業安定局）、求人用法提供ガイドライン（求人情報適正化推進協議会）、募集・採用における年齢制限の原則禁止に係る雇用対策法（昭和41年法律第132号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律など関係する法令等）に基づく求人情報の審査を行い、補正等が必要な場合の対応を行うこと。

ウ 「サイト求人情報等」及び「外部提供求人情報等」フォーマット等の作成

- (ア) マッチングサイトへの掲載に必要な「サイト求人情報等」及び「外部提供求人情報等」の入力フォーム様式（電子媒体）を作成し、マッチングサイトからダウンロードできるようにすること。なお、誤入力などが多く発生する可能性があるため、そのようなことが可能な限り発生しないようにし、入力者の負担を軽減するための工夫をすること。
- (イ) 入力様式（電子媒体）は、別に定める日までに北海道経済部労働政策局雇用労政課に納品すること。

オ アクセス解析情報提供機能

北海道が、少なくともグーグルアナリティクスを用いて、マッチングサイトへどのような利用者から、どのようなアクセスがあったのかなどを詳細かつ多角的に分析できること。

カ アカウント管理・ユーザ認証・アクセス管理機能

上記について、次のとおりアカウントを管理し、マッチングサイトの利用者を特定して、不正アクセスを防止しつつ、情報システムの機能利用権限を制御することができること。

民間求人サイト運営事業者等がスクレイピングにより求人情報等を取得することができるようにし、Webサーバへの一時的な負荷によるダウンが生じないよう対策を講じるこ

- (ア) ID・パスワードなどの認証要素を登録・更新することができること。
- (イ) 認証要素の突合によるマッチングサイトへログイン認証ができること。
- (ウ) 利用者ごとに機能レベル、データレベルの利用権限を制御することができること。
なお、委託事業者の認証については、監督職員等が指定するIPアドレスによりIPフィルタリング設定を行うこと。

(3) その他の機能

必須の機能とはしないが、利用者の利便性及び運営者の管理の観点から、次の機能が可能であれば提案すること。

ア 登録機能（求人者向け）

移住支援金対象法人が求人情報の登録・更新・削除、一覧表示、詳細表示などができること。

なお、移住支援金対象法人が求人情報を登録した後、情報をそのままマッチングサイトに掲載することはせず、運営者が確認し、必要に応じて更新してから掲載できるようにすること。実装する機能の具体的な内容については、上記（2）①アの事項に留意しつつ、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

イ 応募機能

掲載された求人に関し、次のとおり応募ができ、選考過程を管理することができる。

ウ 応募機能（求職者向け）

求職者が、特定の求人票に対し、応募、一覧表示、詳細表示、求人者とのコミュニケーション、結果通知、応募過程の記録管理ができる。

実装する機能の具体的な内容については、個人情報に配慮するとともに、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

エ 選考管理機能

求人者が、求職者の応募について、受付、一覧表示、詳細表示、求職者とのコミュニケーションし、選考結果の通知、未対応応募に対する警告、選考過程を記録管理などを行うことができる。

オ SNS連携機能

マッチングサイトに掲載された求人情ごとにSNSにシェアできること。また、マッチングサイト上に、当該SNAを埋め込むこと。実装する機能の具体的な内容については、様々な利用者のニーズを踏まえたものとする。

カ アカウント管理・ユーザ認証・アクセス管理機能

上記(2)⑥と同様の管理できること。

(4) ユーザビリティ

ア 画面の構成について、何をすればよいかが見て直ちに分かるような画面構成にすること。

イ 操作のしやすさ、分かりやすさについて、無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できること。

ウ 指示や状態のわかりやすさについて、操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容が理解できる一般的な用語を用いること。

エ 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。また確認画面等を設け利用者行った操作又は入力の取消し、修正等が容易にできるようにすること。

オ ブラウザを閉じるなどブラウザとWebサーバのセッション上の問題を可能な限り発生させないこと。

(5) アクセシビリティ

ア みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)を参考に、アクセシビリティの確保に配慮すること。

イ 特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、PCなどの環境に可能な限り影響されない、レスポンシブデザインとすること。

(6) SEO対策

Google、yahoo等、主たる検索サイトで求人情報として検索されやすくするため、Schema.orgのスキーマの仕様通り(特に、Occupation、JobPosting)にHTMLにマークアップすること。

(7) グローリング・スクレイピング対策

グローリング・スクレイピング排除対策については、幅広い民間求人サイトでの求人掲載を実現するために控えるものとする。サーバの性能上、やむを得ず、アクセス負荷を下げるためには、robot.txt等を用いて適切にアクセス制限を行うこと。

(8) システム方式に関する事項

マッチングサイトの運営に当たっては、柔軟な拡張等が必要であることに鑑み、クラウドサービスを利用すること。など、クラウドサービスの選定に当たっては、業務要件、機能要件及びユーザビリティ要件、アクセシビリティ要件を踏まえ、適切な構成にし、開発方式及び開発手法となる、費用対効果の高いものとする。クラウドサービスにおいて、提供とならない機能がある場合には、提案で明示すること。

(9) 性能に関する事項

ア キャパシティー監視を随時実施し、必要な増強を行える体制を整えること。

イ オンライン処理については、利用者がストレスなく操作できる程度のレスポンスを確保すること。

ウ 夜間バッチ処理については、バックアップも含めて利用者がストレスなく操作できる程度のレスポンスを確保すること。

(10) 信頼性に関する事項

ア 可用性要件

可用性要件は、稼働率99[%](稼働率=年間稼働時間÷計画停止等を除いた年間予定稼働時間×100)以上を満たすこと。

イ 完全性要件

完全性要件は、次の要件を満たすこと。

(ア) 機器の故障に起因するデータの減失や改変を防止する対策を講じること。

- (イ) 異常な入力や処理を検出し、データの減失や改変を防止する対策を講じること。
- (ウ) 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- (エ) データの複製や移動を行う際にデータが毀損しないよう保護すること。データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損しないデータを特定するための措置を行うこと。
- (オ) トランザクションは一貫性及び整合性を維持するために十分な排他制御が行われていること。

(11) 拡張性に関する事項

必要に応じて機能・性能の拡張が可能であるように柔軟性を持った設計・開発方針とすること。

(12) 上位互換性に関する事項

クライアントOSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最大限控えること。また、クライアントOSのシステムアップデート等に伴う対象動作環境の変更については、必要に応じて監督職員等と協議を行うこと。

ブラウザ及び実行環境の変更については、必要に応じて、テストツールを用いて、必要なテストを実施し、バージョンアップに対応可能なものとする。

(13) 中立性に関する事項

ア 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダの技術に依存しないオープンな技術仕様に基づくものとする。

イ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、オープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入力が可能であること。

(14) 継続性に関する事項

ア 日次バックアップを行うこと。

イ 対象毎にバックアップの取得手法や保存先、取得時期等を考慮し、適切なバックアップ処理が可能なものとする。なお、他の要件との間で整合性が確保される限りにおいて、クラウドサービスで提供されるバックアップサービスを活用しても差し支えない。

ウ システム障害によりデータ復旧が必要となる場合は、少なくとも前日までにの状態に復旧できること。

(15) 情報セキュリティ

ア リスクの概要と対策

マッチングサイトに係る情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、リスクに見合った適切な情報セキュリティ対策を講じること。

イ 情報セキュリティの要件

セキュリティ対策の検討、実施に当たっては、保有する資産を、認可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえること

ウ 情報セキュリティ機能の装備

マッチングサイトに対するアクセス、ウィルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、通信の暗号化等、必要な対策を講じること。

エ 脆弱性対策の実施

脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表されている脆弱性情報を把握し、マッチングサイトを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施すものを適正に決定し、実施すること。

オ 情報セキュリティの履行状況の報告

情報セキュリティ対策の履行状況の実績についての報告を求めた場合には速やかに提出すること。

カ 再発防止策

受託者は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに、あらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策を検討を行い、北海道に報告し、承認を得た上で再発防止策を実行すること。

(16) 稼働環境に関する事項

ア 開発環境に関する事項

マッチングサイトの開発に必要なとなるサーバ等の機器（クラウドサービスを利用する場合を含

む) について、受託者の負担において準備すること。

イ 本番環境に関する事項

受託者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2018年（平成30年）6月7日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、次の要件を満たすクラウドサービスを選出し、適切な構成を提案すること。下記エただし書きのとき及び詳細については、受託者の提案に基づき、北海道と協議の上決定すること。

- (7) 情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。
- (イ) 北海道の指示によらない限り、一切の情報資産について、日本国外への持ち出しを行わないこと。
- (ウ) 障害時発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
- (エ) クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。ただし、本業務に係る提案時に応札者が別案を指示したときは、この限りではない。
- (オ) 契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- (カ) 情報資産（クラウドサービス事業者等が委託前から保有するものを除く。）の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではなく、北海道が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- (キ) 我が国の法令や規則に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。

(17) 運用テストに関する事項

マッチングサイトの運用開始前に運用開始と同一の動作環境等を用いて正常に稼働し業務での利用上、支障のないことを検証し、北海道に報告すること。

(18) 引き継ぎに関する事項

受託者は、マッチングサイトの運用・保守を受託者と異なる運用・保守事業に引き継ぐときは、次のことに留意し実施すること。

- ア 引き継ぎの際には、必要に応じて引き継ぎ事業者に対して対面での指導や質疑応答を実施する等、丁寧で分かりやすいものとする。また、引継を行った結果については、北海道に対して適切に報告を行うこと。
- イ マッチングサイトで利用するクラウドサービスに係るクラウドサービス事業者との契約は、運用・保守事業者に対し、環境・構成等に原則として変更を加えない前提で引き継ぐこと。
- ウ 契約期間内に引継が完了しない場合は、受託者の責任と負担において引継ぎ完了まで継続して運用及び保守を実施すること。また、関連調達案件の事情により、引継先、引継内容に変更が発生する場合には、北海道から予め余裕をもって当該変更内容を伝えるようにするので、当該変更内容を移行計画に適切に反映すること。
- エ 引継が完了した後も、本調達に係る契約満了までの期間は、マッチングサイトの運営に関し、北海道の求めに応じて問い合わせ等に適切に対応すること。

(19) 運用に関する事項

受託者は、次の例を踏まえ、北海道と協議の上、作成し運用を行うこと。

- ア 定常時運用業務として、システム操作（バックアップ管理、システムの設定変更、修正プログラム又はアップデートファイルの適用）、運転管理・監視（死活監視、性能監視、稼働状況監視、情報セキュリティ監視）、サービスデスク提供、教育・訓練を行う。
- イ 運用作業業務の作業単位ごとに作業内容、工数等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況、システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む）、システムの定期点検状況、利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について、月単位で運用作業報告書を作成し、月次で監督職員などに報告すること。達成状況が目標に満たない場合はその要因を分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対策を提案する。
- ウ システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）は速やかに監督職員等に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生運用業務（障害探知、障害発生箇所の切り分け、普及確認、布告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。

(20) 保守に関する事項

受託者は、次の例を踏まえ、北海道と協議の上保守を行うこと。

- ア 一定の障害対応等をおこなうとともにデータ保全、機器構成の二重化等の保守管理を行う。
- イ 定常時保守業務として、定期点検、不具合受付等を行う。
- ウ 運用・保守作業業務の作業単位ごとに作業内容、回数、工数等の作業実績状況、サービスレベルの達成状況システムの構成と運転状況（情報セキュリティ監視状況を含む。）、システムの定期点検状況、システムの利用者サポート、教育・訓練状況、リスク・課題の把握・対応状況について、月単位で運用・保守作業報告書を作成し、月次で主管係に報告すること。達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案する。
- エ システムの障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、速やかに監督職員等に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、障害発生時保守業務（芸院長、応急措置、報告等）を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。
- オ ソフトウェア製品の保守の実施においては、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、監督職員者等にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かを確認する。

<求人情報等作成支援に関する業務>

(21) 求人情報等作成支援

- ア 求人情報及び外部提供求人情報は別添「民間事業者とのデータ連携標準仕様」に基づき、次の項目を踏まえた上で、魅力ある求人情報の内容となるような作成支援を行うこと。
 - (ア) 記載方法及び画像の掲載に係る操作、留意事項、記載例による円滑な作成を誘導
 - (イ) サイト求人情報等について、Web上で入力・作成する場合の操作方法
 - (ウ) 求人内容や法人の紹介等について、求職者に魅力が伝わるような記載の支援
 - (エ) その他作成支援についての提案があれば行うこと
- イ 上記アについて、別途指示する期日までに作成し、北海道経済部労働政策局雇用労政課まで納品するとともに、マッチングサイト又は道のホームページからダウンロードできるようにすること。

5 委託期間

平成 年 月 日（ ）契約締結日から平成32年3月31日（火）までの間

6 予算上限額

3,240千円（消費税を含む）

7 実績報告等

(1) 委託業務実績報告書・成果物

次のものを、紙媒体及び電子媒体（CD-ROM等）により、別途指示する期日までに提出すること。

- ア マッチングサイトの掲載求人数、アクセス件数、運営等に係る課題・改善策
- イ マッチングサイト運用開始前の行うテストの実施方法、実施結果
- ウ 「サイト求人情報等」及び「外部提供求人情報等」フォーマットの様式
- エ 運用に関する事項の運用計画及び保守に関する事項に係る保守作業計画
契約締結後、北海道と協議の上、速やかに北海道経済部労働政策局雇用労政課に提出すること。
- オ 求人情報等作成支援の実施内容

8 提案に当たっての留意事項

(1) 知的財産権の帰属

- ア 本事業における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての著作権を含む。）は、受託者が本事業の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て北海道に帰属するものとする。
- イ 北海道は、成果物については、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変し、及びこれらの利用を

第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製により北海道がその業務を遂行する上で支障が生じる恐れがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りではないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、本事業の受託者は、当該既存著作物の内容について、事前に、北海道の承認を得ることとし、北海道は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら北海道の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において、一切を処理すること。この場合、北海道は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

エ 本件プログラムに関する権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての著作権を含む。）及び成果物の所有権は、北海道が受託者に対価が完済されたとき受託者から北海道に移転するものとする。

オ 受託者は、北海道に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

カ 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

- (2) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (3) 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) 既に補助金等を受けている事業について、それと同一対象範囲の事業については本事業の対象とはならない。

9 審査基準

審査は次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案者の適格性

ア 提案者の事業内容及び実績からみて受託能力があるか。

イ マッチングサイトの開設、運営及び保守に関し、相当程度の知識と適正な認識があるか。

ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどをもっているか。

エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容の目的適合性及び業務遂行方法の妥当性

ア 本事業の目的及び背景を十分に理解し、明確なコンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。

イ 魅力ある求人情報の内容となるような作成支援を行う提案になっているか。

ウ データ入力に係る業務について、無理なく適正に入力できる体制となっているか。

また、役割分担を想定している場合、データ入力者が負担少なく、簡易かつ効率的にデータ入力を行う方法について提案しているか。

エ 求人情報の掲載を行うにあたり、適正な法令審査の対応が可能か。

オ 業務処理のスケジュールは妥当か（具体的・実現可能な内容であるか）。

(3) 障がい者雇用に関する事項

障がい者を雇用しているか、若しくは「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第30条に基づく、認定制度において、知事の認証取得した事業者」や授産事業者等（障害者自立支援法に基づく事業所や福祉施設等）への優先発注の取組をしているか。

10 企画提案者の参加資格要件

企画提案の参加要件は、法人又は個人若しくは、これらの者を構成員とする連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件を満たす者とする。

- (1) 職業安定法（平成22年11月30日法律第14号）に基づく有料職業紹介免許保持事業者であること
- (2) Webサイト、DB、APIなどの構築、運用、保守の実績・経験があること。求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言を行っている事業者、又は5千件以上の求人データを保持する求人サイトを事業として3年以上直接運営し、その間、2018年の月平均で1万以上の訪問者を獲得し、これを維持、増加させている。
- (3) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を取得していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと、及び暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (9) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

11 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり表明書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 次の書類を1部提出する。

参加表明書及びこれに添付する関係資料は、別添の参加表明書作成要領に基づき作成し、代表者印を押印の上、提出のこと。

イ 次の関係書類を添付のこと。

- (ア) 職業安定法（平成22年11月30日法律第14号）に基づく有料職業紹介の許可書（写し）
- (イ) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の証となる書類
- (ウ) Webサイト、DB、APIなどの構築、運用、保守の事業実績の概要
- (エ) 商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書等
- (オ) コンソーシアムの場合は、前項の書類及びコンソーシアムの協定書の写し
- (カ) 道税及び地方消費税等の滞納がないことを証する納税証明書並びに地方消費税の納税証明書
- (キ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書
- (ク) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (ケ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (コ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (サ) 暴力団関係事業者等に該当しない者であることの誓約書

ウ 提出期限

平成31年4月22日（月）16時まで（必着）

(2) 提出場所・方法

15(8)のとおり

12 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、「U I J ターン新規就業支援事業委託業務企画提案書」を提出すること。

13 企画提案書の作成

(1) 提出書類

別紙2「U I J ターン新規就業支援事業委託業務企画提案書」、様式1「障がい者雇用に関する事項1障がい者雇用関係」、様式2「障がい者に関する事項2認証取得企業及び授産事業者等への優先発注関係」に基づき、企画提案書を作成し提出すること。

付属資料は、A4版の任意様式とする。

(2) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用しても構わないが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないこと。

(3) 提出された企画提案書及び付属資料の全部又は一部について変更、追加及び削除はできない。

(4) 提出部数

提出部数は、7部。

なお、1部は提案者名を記載したもの、残り6部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないこと。また、様式1・様式2の「障がい者雇用に関する事項」は、1部提出すること。

(5) 提出期限

平成31年5月13日(月)16時まで(必着)

(6) 提出場所・方法

15(8)のとおり

14 プレゼンテーションの実施

(1) 企画提案された内容について、プレゼンテーションを実施する。

(2) 平成31年5月下旬に予定しており、日時、場所、留意事項等は別途通知する。

(3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めません。

(4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合は、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とする。

15 その他

(1) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外に提出者に無断で使用しないが、審査の経過及び結果の公表等のため、必要と認めたときはその限りではない。

(3) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(4) 企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。

(5) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

(6) 全ての提出書類は返却しない。

(7) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(8) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先・提出方法は次のとおりとする。

<問い合わせ先・提出先>

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ

電話011-231-4111(内線26-509) FAX011-232-1038

<提出方法>

持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)